

鳥羽商船同窓会会則

(平成20年6月8日 規則1号)

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会は鳥羽商船同窓会と称し、本部を鳥羽商船高等専門学校内に置く。

(組織)

第2条 本会に本部と支部を置き、本部は同窓会運営に関する重要な事項を決議する理事会と同窓会事務を処理する事務局で構成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の交流・親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを以て目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)同窓会誌及び会員名簿の発行

(2)前条の目的を達成するために必要と認められる事業と活動

第3章 会員

(構成)

第4条 本会は鳥羽商船学校・鳥羽商船高等学校・鳥羽商船高等専門学校並びに鳥羽商船高等専門学校専攻科出身者を以て構成する。

(種別)

第6条 会員を次の通りとする。

(1)正会員 母校を卒業した者

(2)名誉会員 特別な功労があり理事会の議を経て推薦された者

(3)特別会員 母校を中退した者で理事会の議を経て推薦された者

(4)準会員 在校生

第4章 役員

(種別)

第7条 本会本部に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 若干名

(3)事務局長 1名

(4)支部長 各支部1名

(5)理事 50名以内

(6)会計監査 2名

(7)理事会の議を経て、特別顧問・顧問または相談役を置くことができる。

(職務)

第8条 役員の職務は次のとおり

(1)会長は、本会を代表し会務を統括する

(2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する

- (3)事務局長は、本部の事務局を統括する
 - (4)支部長は、支部を代表し支部業務を統括する
 - (5)理事は、会員の代表として本会の意思決定に関与する
 - (6)会計監査は、本会の財務を随時監査し、決算に関する監査結果を理事会に報告する
- (選出方法)

第9条 役員の選出は次のとおり

- (1)会長は、理事のうちから理事会で選出し、総会で承認する。
 - (2)副会長は、理事のうちから理事会で選出し、総会で承認する。
 - (3)事務局長は、理事のうちから会長が指名し、理事会で承認する。
 - (4)支部長は、理事のうちから支部にて選出し、理事会で承認する。
 - (5)理事は、正会員のうちから支部にて選出し、理事会で決定する。
 - (6)会計監査は、正会員のうちから会長が指名し、理事会で承認する。
 - (7)特別顧問・顧問または相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (任期)

第10条 各役員等の任期は2年とし再選を妨げない。但し、辞任または欠員補充により選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 理事会

(理事会の開催)

第11条 会長は毎年1回定例理事会を開催する。

2 会長が必要と認めた場合若しくは過半数の理事より要請があった場合は臨時理事会を開催する。

(理事会の構成)

第12条 理事会は理事を以って構成する。

(理事会の成立)

第13条 理事会は理事の過半数の出席を以って成立し、理事の出席は委任状によることができる。

(理事会の機能)

第14条 理事会は会員を代表し次の事項について審議・決定する。

- (1)年度予算及び決算
- (2)事業計画の基本事項
- (3)財産目録
- (4)会則の改定
- (5)役員の選出及び特別顧問・顧問または相談役の推薦
- (6)その他、理事会が必要と認めた事項

(理事会の議長)

第15条 理事会の議長は会長とする。会長事故ある場合は副会長が代行する。

(理事会の決議)

第16条 理事会における決議は、委任状を含む出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数の時は議長の決定による。

2 財産の処分、その他重要な事項の決定は出席者の3分の2以上の同意を要する。

(理事会の記録)

第17条 理事会においては議事録を作成し出席者氏名員数を記録する。

第6章 支部長会

(支部長会の開催等)

第18条 会長が必要と認めた場合若しくは過半数の支部長より要請があった場合は、会長が招集し、開催する。

- 2 支部長会は会長・副会長・支部長及び事務局長を以って構成する。
- 3 支部長会は構成員の過半数を以って成立し、支部長欠席の場合は代人理事の出席を認める。
- 4 支部長会の議長は会長とする。
- 5 支部長会は各支部間の意思疎通を図ると共に、理事会に次ぐ決定機関として同窓会運営上の諸問題を審議・決定し、重要事項は理事会に報告する。
- 6 支部長会における決議は、出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数の時は議長の決定による。

第7章 総会

(総会の開催等)

第19条 会長は毎年1回定例総会を開催する。

- 2 会長が必要と認めた場合若しくは理事会又は支部長会で決議された場合は総会を開催する。
- 3 総会は正会員の30名以上の出席を以って成立する。
- 4 総会は理事会での決定事項を承認する。

第8章 事務局

(事務局の目的等)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は事務局長及び事務局員を以って構成し、事務局長は理事のうちから会長が指名し理事会で承認、事務局員は理事若しくは正会員のうちから会長が指名する。
- 3 理事会の議を経た場合は、事務業務臨時職員の採用や事務業務を外部委託する事ができる。

(事務局の業務)

第21条 事務局の業務を次の通りとする。

- (1)同窓会会費の徴収及び会計管理
 - (2)データベース管理
 - (3)本部行事(総会、理事会、支部長会、懇親会など)の準備
 - (4)同窓会報発行
 - (5)会員名簿発行
 - (6)学校との連絡及び情報交換
 - (7)同窓会ホームページ管理
 - (8)同窓会事務の外部委託業者管理
 - (9)その他
- 2 事務局の運営に関する事項は理事会の議を経て会長が別に定める。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第22条 本会の事業・活動に必要な場合、会長の要請または理事会の決定により正会員を以って構成する各種委員会を設置することができる。

第10章 支部運営

(支部役員等)

第 23 条 会員は現住所を管轄する支部に所属する事を原則とする。

2 支部長以外の支部役員は正会員のうちから支部にて選出し、理事会に報告する。

(支部の業務)

第 24 条 支部の業務を次の通りとする。

- (1) 支部管轄地域内における同窓会活動の推進
- (2) 支部行事（総会、役員会、懇親会など）の開催及び本部への連絡
- (3) 支部会員の状況（異動、慶弔など）の把握及び本部への連絡
- (4) 支部活動費の管理及び本部への報告
- (5) 同窓会ホームページ「支部のページ」の管理
- (6) 支部所属会員の同窓会費納入の促進
- (7) 本部理事の選出
- (8) その他

2 各支部の業務運営に関する規定は各支部が定める。

第 11 章 会計

(会の収入)

第 25 条 本会の維持運営は入会金、会費、寄付金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

(金銭管理)

第 26 条 ~~入会金~~、会費、寄付金及びその他収入の金銭管理については理事会の決議を経て安全確実な金融機関に預金する。

(金銭の支出)

第 27 条 経費の支出にあたっては理事会の承認を得るものとする。但し、理事会の承認を得る時間的余裕のない緊急の支出については会長が承認し、次回開催の理事会において報告・承認を得るものとする。

(会計年度)

第 28 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 章 附則

第 29 条 本会の運営に必要な細則は理事会若しくは支部長会で制定、改正することができる。

2 本会則の改正は理事会で審議・決定し、総会にて報告若しくは文書にて正会員に通知する。

3 本会則に定めのない事項は理事会において審議・決定する。

(施行期日)

1 この会則は、平成 26 年 6 月 8 日から施行する。

鳥羽商船同窓会運営細則（改定）

平成 26 年度 6 月総会において一部変更されました。

（支部名称と管轄地域）

第 1 条 全国を 7 支部に分割し、支部名称と管轄地域を定める。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1)北海道 | 北海道地方 |
| (2)東日本支部 | 東北・関東甲信越地方、静岡県の一部 |
| (3)中部支部 | 中部・北陸地方、静岡県の一部 |
| (4)四日市支部 | 三重県の北中勢地域 |
| (5)伊勢志摩支部 | 三重県の南勢地域 |
| (6)関西支部 | 近畿地方と岡山県 |
| (7)西日本支部 | 岡山県の一部を除いた中国・四国・九州地方 |

（副会長）

第 2 条 副会長は若干名となっているが、当面副会長は 5 名体制とする。

2 副会長の担当支部を定め、会務遂行にあたる。

- | | |
|----------|-------------|
| (1)田中副会長 | 北海道支部、東日本支部 |
| (2)竹川副会長 | 中部支部 |
| (3)山田副会長 | 四日市支部、 |
| (4)金田副会長 | 伊勢志摩支部 |
| (5)藤本副会長 | 関西支部、西日本支部 |

3 会長はあらかじめ職務代行副会長を指名しておき、指名なき場合は副会長間で協議する。

（支部長）

第 3 条 支部長は支部数名となっているので、現行支部長 7 名体制とする。

2 安定した支部活動を推進するため、支部長は 2 期 4 年以上の期間とする。

（理事）

第 4 条 各支部選出の理事数については当面次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------|
| (1)北海道支部 | 2 名 |
| (2)東日本支部 | 10 名 |
| (3)中部支部 | 6 名 |
| (4)四日市支部 | 4 名 |
| (5)伊勢志摩支部 | 13 名 |
| (6)関西支部 | 7 名 |
| (7)西日本支部 | 2 名 |

（特別顧問）

第 5 条 会長経験者は理事会に諮り名誉顧問とする。

2 母校教職員のうち、学校長、副校長及び事務部長の職にあり、本会の趣旨に賛同する者で、理事会で承認された者を特別顧問とする。

（理事会）

第 6 条 定例理事会は原則として毎年 6 月に開催する。

2 定例理事会等の開催日時及び場所については事前に理事会若しくは支部長会で決定する。

(支部長会)

第7条 原則として定例理事会との重複を避け、年1回以上開催する。

(支部運営)

第8条 各支部には、副支部長・幹事・支部事務局・支部顧問等、支部業務運営に必要な支部役員をおくことができる。

2 支部業務運営に必要な支部規定を定めた場合は、理事会若しくは支部長会で報告する。

(会費)

第9条 ~~入会金は1000円とする。~~

2 会費は年額2000円とする。但し、夫婦会員の場合の会費は1名分とする。

2 終身会費は20000円とする。(満65歳以上で会費を完納している者)

附 則

1、この細則は、平成26年6月8日から施行する。

表彰及び慶弔細則

(表彰)

- 第1条 特に顕著な功績のあった会員には理事会若しくは支部長会において協議の上、表彰する。
- 2 表彰は表彰状若しくは感謝状を贈呈し、記念品を贈呈する事もできる。
- 3 表彰は支部長が内申し、理事会若しくは支部長会で決定する。
- 4 表彰は総会において行うことを原則とする。

(慶事)

- 第2条 特別の事情により祝意をあらわすこと及び式典の参加などの慶事については、会長と支部長が協議若しくは理事会で協議・決定する。

(弔事)

- 第3条 会員の逝去に際しては、会長と支部長が協議し、支部より会長名の弔電を贈る。

- 2 特に顕著な功績のあった役員には会長の判断で生花・香典を贈ることができる。

附 則

- 1、この細則は、平成20年6月8日から施行する。

旅 費 細 則

(旅費の支給)

第1条 次の場合は旅費を支給する。

- (1)理事会及び支部長会出席のための交通費
- (2)同窓会運営に必要な会合出席のための交通費
- (3)その他、会長の承認を得た場合の交通費

(旅費の支払い)

第2条 旅費は交通費のみの支払いを原則とし、宿泊費、日当等は支給しない。

2 交通費は主要駅間実費の90パーセントを上限とし千円以下を切捨てとする。

3 事務局は主要駅間旅費一覧表を作成し、それに基づき支給する。

附 則

1、この細則は、平成25年6月9日から施行する。